

(議長)

日程第18、発議第1号、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

少数です。

第1号に、異議なし、直ちに採決、発議第1号については、原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。よって。

「飯田議員」

何々、違うど。

(議長)

少数だべ。

「事務局長」

いいです。はい。

「飯田議員」

議長、もう1回。6人でしょ。

(議長)

なあしたって。

「事務局長」

今、5人で、少数ですけども。

(議長)

何が、間違ってたがい。意見のある方は、はっきり言って。

「飯田議員」

6人という、確認ですよ。

(議長)

何したって。もう1回、休憩する。

※休憩中

※再 開

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。直ちに採決致します。

発議第1号については、原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、少数であります。

発議第1号については、原案のとおり否決されました。

(議長)

次に、日程第19、発議第2号、日本政府核兵器禁止条約の参加、調印、批准を求める意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
発議第2号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第2号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

次に、日程第20、発議第3号、2021年度地方財政の充実、強化を求める意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第3号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第21、発議第4号、「子ども貧困」解消など教育予算確保、拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元、教職員の超勤、多忙化解消、「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、

直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第4号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第22、発議第5号、2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第5号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第5号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第23、発議第6号、「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第6号については、原案のとおり、決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって、発議第6号については、否決されました。

(議長)

日程第24、発議第7号、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書の提出を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案について、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第7号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第25、発議第8号、新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の拡充、強化を求める意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案について、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第8号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第26、発議第9号、令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。本案については、議長を除く全議員による発議であります。

従いまして、議長、監査委員を除く、10名の議員を委員として構成する令和元年度、江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、令和元年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続調査とすることとし、また、審査にあつては、地方自治法第98条第1項の規定より、検閲検査の権限を特別委員会に委任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって本案については、議長及び監査委員を除く10名の議員を委員として構成する、令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、令和元年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続調査とすることと

し、また、審査にあつては、地方自治法第98条第1項の規定により、検閲検査の権限を特別委員会に委任することに決定致しました。

(議長)

以上で会議を閉じます。

令和2年江差町定例会を閉会致します。

大変、皆さん、協力ありがとうございました。

ご苦労さんです。

閉会 14:27